

処 分 基 準

平成21年12月 4 日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第9条の11第2項
処 分 の 概 要 : 練習用備付け銃に係る打刻命令
原権者(委任先) : 長崎県公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の6第3項(番号又は記号の打刻)、第9条の11第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条(打刻命令)
処 分 基 準 : 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問 い 合 わ せ 先 : 警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室保安係(電話095-820-0110 内線3177・3178)又は住所地を管轄する警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課
備 考 :